

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成28年10月17日（平成28年（行情）諮問第622号）

答申日：平成29年6月19日（平成29年度（行情）答申第93号）

事件名：特定法人に対する行政処分の発端となった検査の際に提出を受けた帳簿書類等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「検査時徴求資料（但し、関東財務局が、平成27年7月3日付で特定法人に対して行った行政処分の発端となった検査の際、特定法人が提出した帳簿書類及び検査対象となった資料（またはその写し）に係るもの）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年4月19日付け証監委第2979号により、証券取引等監視委員会事務局長事務代理（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によれば、次のとおりである（なお、意見書の内容は省略する。）。

（1）はじめに

ア 審査請求人が平成28年3月22日付けで行った「関東財務局が平成27年7月3日付で特定法人に対して行った行政処分（以下、第2において「本件行政処分」という。）の発端となった検査の際、特定法人が提出した帳簿書類及び検査対象となった資料（または、その写し）」の開示請求に対して、処分庁が同年4月19日付けでした開示決定においては、上記開示を求めた文書のうちの大半が、法5条1号、2号イ及び6号イに該当するなどとして不開示とされた（以下、第2において、不開示となった文書を「本件不開示文書」という。）。

イ しかし、本件不開示文書のうち、法5条6号イに該当するとされる情報（以下、第2において「本件不開示情報①」という。）については、右条項に定める情報に該当するとはいえない。

また、法5条2号イに該当するとされる情報（以下、第2において「本件不開示情報②」という。）についても、そもそも右条項に定める情報に該当するとはいえないし、仮に該当するとしても、同号ただし書に基づき開示されなければならない。

更に、仮に本件不開示情報①、②及び法5条1号に該当するとされる情報が本件不開示文書に含まれていたとしても、当該情報が記載された部分を他の部分と区分し、法6条1項、2項に基づき部分開示されなければならない。

以下詳述する。

(2) 本件不開示情報①について

ア 処分庁は、本件不開示情報①について、これを開示すると今後の検査対象者等への任意の検査に協力が得られなくなり、正確な事実の把握が困難になるほか、検査手法が明らかにされることで、検査において違法又は不当な行為の発見を困難にし、検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるなどという。

イ しかしながら、法5条6号は、同条柱書きにおいて定める原則開示義務の例外なのである。したがって、同号イないしホに該当するというためには、同号イないしホ所定の支障が生ずる抽象的な可能性があるというだけではなく、実質的に当該支障が生ずる蓋然性が認められることを要し、また、同号イないしホ所定の支障が生ずる「おそれ」についても、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があることを、行政機関において主張立証しなければならないというべきである（引用文献省略）。

そして、本件不開示情報①に係る不開示理由を概観しても、法5条6号イに該当するとされる不開示部分を公開することで実質的にどのような支障が生じ、どのような法的利益が侵害される蓋然性があるのか、全く明らかでない。

ウ また、そもそも処分庁が特定法人に対する本件行政処分を行ったことを公開している時点で、処分庁と特定法人（ひいては金融商品取引法（以下「金商法」という。）56条の2に基づく報告聴取・検査を受け得る立場にある業者）との間に信頼関係など成り立ち得ないことは明らかである。それに加えて、金商法56条の2の報告聴取・検査については、これを拒み、忌避し、あるいは虚偽の報告若しくは資料の提出をした場合には1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金（あるいはこれらの併科）に処せられるのであるから（金商法198条の6第10号、11号）、全くの任意の協力を求める場合とは異なり、事業者が報告聴取・検査への協力を拒否したり、虚偽の報告又は資料の提出をしたりするなどということは考え難い。したがって、本

件において法5条6号イに該当するとされる不開示部分を開示したところで、今後の検査において違法又は不当な行為の発見を困難にし、検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。

エ さらに、本件不開示文書は、そもそも特定法人が処分庁に対して提出した帳簿書類その他の資料であり、本件不開示文書の内容形成に処分庁は全く関与していない。それに加え、本件不開示文書は、処分庁が多種多様かつ広範な資料を網羅的に収集した資料であって、そのような本件不開示文書を持ち帰ったという事実から処分庁がいかなる観点で金商法56条の2に基づく報告聴取・検査を行っているのかが明らかになることは考え難い。したがって、本件不開示文書を公開することによって、処分庁における報告聴取・検査事務における検査手法が明らかにされることにはならない（東京地裁平成28年1月14日判決（事件番号平成25年（行ウ）第782号行政文書不開示処分取消請求事件）も同旨を述べる。）。

オ 以上からすれば、本件不開示情報①が法5条6号イに該当するということはできず、処分庁の本件不開示情報①に係る不開示理由は失当であって、本件不開示文書のうち本件不開示情報①が記載されている部分は法5条柱書きの原則どおり開示されなければならない。

（3）本件不開示情報②について

ア 処分庁は、本件不開示情報②が含まれている部分について、これを開示すると特定法人Aその他の法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるなどという。

イ しかしながら、法5条2号イに該当するというためには、同法所定の権利、競争上の地位その他正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められることを処分庁において主張立証することが必要であり（最高裁平成23年10月14日第二小法廷判決，引用文献省略），当該蓋然性の有無については，法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容，性質等に応じ，当該法人等又は事業を営む個人の権利利益の保護の必要性，当該法人等又は事業を営む個人の行政との関連性を十分考慮する必要がある（引用文献省略）。そして，本件不開示情報②に係る不開示理由を概観しても，これを公開することで特定法人その他の法人のいかなる利益が害されるのか，当該利益が害される蓋然性があるのか，当該蓋然性の有無の判断につき害されるとする利益の保護の必要性等についてどのような判断をしたのか，全く明らかでない。

ウ また，そもそも特定法人その他の法人のノウハウの本質は無形の運営手法そのものなのであって，本件不開示情報②を開示したところで特定法人その他法人の秘密性が暴露されることにはならない。

エ 仮に本件不開示情報②が法5条2号イに該当するとしても、本件開示請求の目的は、特定法人が金融商品取引業者として厳に履行すべき法令を遵守した業務執行を怠り、顧客からの預り金の分別管理や個々の顧客の正確な取引残高の報告という極々基本的な業務すら果たしていなかった件について金商法56条の2に基づく報告聴取・検査を行った際に得た資料を開示させることにより、今日まで右のような基本的な業務を怠った業者により凄惨な投資被害が引き起こされてきたことに鑑み、当該被害により一般投資家の生活や財産が侵害されることを防止するところにある。他方、上記ウのとおり、本件不開示情報②を開示したところで特定法人その他の法人のノウハウ等が明らかになるおそれが想定できないのであって、本件不開示情報②を開示しないことによる特定法人その他の法人の利益は存せず、仮に存在したとしても極めて小さいものである。

したがって、本件不開示情報②は、これを公にする利益が、これを不開示とする利益よりも優越することが明らかであるから、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報」として、法5条2号ただし書により開示されなければならない。

(4) 本件不開示文書について部分開示されるべきであること

ア 本件開示決定においては、本件不開示情報とされている情報が記載されている部分のみならず、本件不開示文書全体について不開示とされている。

イ しかし、仮に本件不開示情報②が法5条2号イに該当するとしても、本件不開示文書の全てにわたって、特定法人その他の法人のノウハウ等が推知されるような情報が記載されているはずがなく、本件不開示文書全体を不開示とする合理性は全くない。また、本件不開示情報②が記載されている部分を本件不開示文書の他の部分と区分し、他の部分については開示することは容易であると考えられる。したがって、処分庁は、法6条1項に基づき、特定法人その他の法人のノウハウ等が推知されるような情報を除いた部分を開示しなければならない（なお、右記載は本件不開示情報①の不開示を許容する趣旨ではない。）。

ウ また、法5条1号に該当するとされている特定法人の役職員や検査を担当した証券検査官の氏名については、氏名、生年月日、その他の特定の個人を識別することができる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる部分については、特定の個人を識別させる部分以外の部分について法6条2項に基づく部分開示をするべきである。なお、本件不開示文書の全体に法5条1号に該当する情報が含まれているわけではないから、

本件不開示文書の全てを不開示とする合理性が全くないことは上記イで述べたとおりである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分について

処分庁は、本件開示請求に対し、本件対象文書を本件請求文書に該当するものとして特定した上で、法9条1項の規定に基づき、以下の理由から、その一部のみを開示する旨の決定を行った（原処分）。

- (1) 本件対象文書には、特定法人の役職員の氏名、特定法人の関係会社に係る個人に関する情報、特定法人の顧客に関する情報、特定法人に対する検査を担当した証券検査官の氏名その他の個人に関する情報が含まれており、これを開示した場合、当該個人の権利利益を害するおそれがあることから、当該情報は、法5条1号に該当する。
- (2) 本件対象文書には、特定法人及びその他の法人に関する情報が含まれており、これを開示した場合、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、当該情報は、法5条2号イに該当する。
- (3) 本件対象文書には、任意の検査で得た情報及び検査の着眼点や手法等の検査方法に係る情報が含まれており、これを開示した場合、今後の検査対象者等への任意の検査に協力を得られなくなり、正確な事実の把握が困難になるほか、検査手法が明らかにされることで、検査において違法又は不当な行為の発見を困難にし、検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該情報は、法5条6号イに該当する。

また、特定法人に対する検査を担当した証券検査官の氏名は、特定の個人を識別することができる情報であるところ、検査をどの職員が行っているかを公にすると、当該職員に対して、故意に検査の遂行を妨げようとする者から不当な圧力が加えられるおそれがあり、国の業務（検査）に支障があるため、当該情報は、法5条6号イに該当する。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書（上記第2の2）において、大要、「①法5条6号イに該当するとされる情報については、同条項に定める情報に該当するとはいえない、②同条2号イに該当されるとされる情報についても、同条項に定める該当するとはいえず、仮に該当するとしても、同号ただし書に基づき開示されなければならない、③同条6号イ、2号イ及び1号に該当するとされる情報が本件対象文書に含まれていたとしても、当該情報が記載された部分を他の部分と区分し、法6条1項、2項に基づき部分開示されなければならない」と主張して、原処分のうち本件対象文書について不開示とした部分の取消しを求めている。

3 原処分の妥当性について

(1) 本件対象文書に含まれる情報について

ア 本件対象文書は、証券検査官が特定法人から特定の事実関係についての認識等に関する回答を得るために様式を指定して記載を求めた資料や、特定法人の経営判断の下、日常業務の過程において作成し、保有していた既存の資料で構成されており、以下の情報が詳細に記載されている。

- ① 任意の検査を通じて特定法人より得た情報（証券検査官が問題として指摘した点に対する特定法人の認識、特定の事実関係に関する証券検査官からの質問に対して特定法人が回答した内容、特定法人の経営内容の実態や内部管理態勢といった経営上の機密やノウハウに関する情報）
- ② 検査の着眼点や手法などの検査方法に係る情報
- ③ 特定法人の役職員の氏名、特定法人の関係会社に係る個人に関する情報、特定法人の顧客に関する情報、特定法人に対する検査を担当した証券検査官の氏名その他の個人に関する情報
- ④ 特定法人の印影

イ 上記1の原処分に対し、審査請求人は、上記2のとおり、法5条6号イ該当性、同条2号イ該当性及び法6条に基づく部分開示の必要性について主張していることから、以下、検討する。

(2) 本件対象文書の不開示事由該当性について

ア 法5条6号イ該当性について

(ア) 任意の検査を通じて特定法人より得た情報

本件対象文書には、立入検査の過程で特定法人より任意の提出を受けた情報として、証券検査官が問題として指摘した点に対する特定法人の認識、特定の事実関係に関する証券検査官からの質問に対して特定法人が回答した内容及び特定法人の経営内容の実態や内部管理態勢といった経営上の機密やノウハウに関する情報が含まれている。

証券取引等監視委員会及び財務局（財務支局を含む。）は、金融商品取引業者等（以下「金商業者等」という。）に対し、業務又は財産に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求める権限を有しているものの（金商法56条の2、194条の7第2項1号、同条3項、同条7項）、直接的・物理的な強制力をもってかかる報告や提出をさせる権限を有していないため、そうした報告や提出を実効的なものとするためには、金商業者等から任意の協力を得るほかない。

そして、このように報告や提出を受けた資料の中には、当該金商

業者等の経営内容の実情や経営上の機密に関する情報が含まれているところ、当該情報が記載された資料が公にされるとなれば、検査における報告や提出の際、当該金商業者等によって、事実認識や内部管理態勢に係る情報の一部を殊更に空疎・曖昧な内容に止められたり、あえて報告や提出をしないなどの方策が講じられたりするなど、検査に非協力的・消極的な対応をとられることになりかねず、そのような対応をとられれば、金商業者等からの報告や提出を実効的なものとするには到底かなわない。

したがって、立入検査の過程で特定法人より任意の提出を受けた情報を公表すれば、検査当局における正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから、当該情報は法5条6号イに該当する。

(イ) 検査の着眼点や手法等の検査方法に係る情報

本件対象文書には、証券検査官が、特定の事実関係について特定法人に確認・質問した事項や、その確認結果又は質問に対する回答に基づき認定した事実を記載した文書が含まれているところ、これらは、検査の着眼点や手法が直接的に記載されているものであるといえる。

また、本件対象文書には、特定法人の経営判断の下、日常業務の過程において作成された資料も含まれているところ、これらは、証券検査官が、特定法人の経営管理及び業務運営の状況の的確な実態把握並びにその適切性の検証を行う観点から、特定法人に対し必要な限度でその提出を求めたものであるから、これらは、証券検査官が高い問題意識をもつ検査項目に関連するものであるといえる。

このため、本件対象文書の内容が公となれば、検査の着眼点や手法等の検査方法に係る情報が明らかとなるため、他の金商業者等においては、本件対象文書を具体的に把握・分析することにより、あらかじめ検査当局の検査方法等を知悉する機会が与えられることになる。

そのような状況下で検査当局が他の金商業者等に対する検査を行った場合、こうした事前分析を行っていた当該金商業者等によって証拠の隠匿や事実隠蔽といった対応がなされる可能性は極めて高い。

したがって、検査の着眼点や手法等の検査方法に係る情報を公表すれば、検査当局における正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあることから、当該情報は法5条6号イに該当する。

(ウ) 証券検査官の氏名

本件対象文書には、特定法人に対する検査を担当した証券検査官の氏名が含まれており、これは特定の個人を識別することができる

情報であって、法5条1号に該当するところ、どの検査をどの職員が行っているかが公にされると、当該職員に対して、故意に検査の遂行を妨げようとする者から不当な圧力が加えられるおそれがあり、国の機関が行う検査業務に支障があることは明らかである。

したがって、証券検査官の氏名に関する情報は同条6号イにも該当する。

(エ) これに対し、審査請求人は以下のとおり主張するが、いずれも理由がない。

A 審査請求人は、「法5条6号イに該当するとされる不開示部分を公開することで実質的にどのような支障が生じ、どのような法的利益が侵害される蓋然性があるのか、明らかでない」と主張する。

しかしながら、上記(ア)、(イ)の情報を公にすると、検査当局における正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれが具体的に存在することは、既に述べたとおりである。

また、上記(ウ)の情報についても、既に述べた点に加え、そもそも証券検査官が検査をするに当たっては、関係先の会社などを直接訪問し、検査対象者と直接相対する形で検査が実施されることもあることからすれば、証券検査官の氏名が公にされることにより、不当な圧力が掛けられ、検査の適正な遂行に支障を及ぼす具体的なおそれがあるというべきである。

このような支障のある情報を公表すれば、検査の目的である公益又は投資者保護という法的利益が侵害される蓋然性が認められることは明らかである。

B 審査請求人は、「金商法56条の2の報告聴取・検査については、これを拒み、忌避し、あるいは虚偽の報告若しくは資料の提出をした場合には刑罰に処せられるのであるから、検査対象先が報告聴取・検査への協力を拒否したり、虚偽の報告又は資料の提出をしたりすることはない」と主張する。

しかしながら、金商法56条の2の報告聴取・検査は、罰則を背景とするものではあっても、検査対象者等の任意の協力を得て行われるものであり、かかる検査の内容を公にした場合、検査対象者等において、検査時の報告内容や状況等が広く公表されることを危惧して、任意の協力をしなくなり、また検査手法が明らかになることで、法令違反行為を原因とする行政処分を免れるための不当な行為を容易にするおそれがあるのであるから、検査の適正な遂行に支障を及ぼして、検査に関し、正確な

事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるというべきである。

C 審査請求人は、「本件対象文書の内容形成に処分庁は全く関与していないほか、本件対象文書は、処分庁が多種多様かつ広範な資料を網羅的に収集した資料であって、そのような文書を持ち帰ったという事実から処分庁がいかなる観点で金商法56条の2に基づく報告聴取・検査を行ったかが明らかになるとは考え難い」と主張する。

しかしながら、本件対象文書には、証券検査官が特定の事実に関して作成した特定法人に対する質問事項や、本件に関して認定した事実に関する資料が含まれており、これを公にすれば、検査の着眼点や手法等が明らかとなることは明白である。

また、本件対象文書のうち、特定法人が日常業務の過程において作成した資料は、上記（イ）で述べたとおり、証券検査官が高い問題意識を持つ検査項目に関連する資料であるから、証券検査官が内容形成に関与したか否かにかかわらず、当該資料の内容を明らかにすること自体が検査の着眼点を明らかにすることにつながる。

とりわけ、本件においては、行政処分の原因となった事実関係が公表されていることから、当該公表内容と当該資料とを照らし合わせることにより、どのような資料からどのような事実認定及び評価を行ったかも明らかとなり得ることからすれば、当該資料を公にすることで、いかなる観点で金商法56条の2に基づく報告聴取・検査を行ったかが明らかとなるおそれがある。

イ 法5条2号イ該当性について

(ア) 特定法人の経営内容の実態や内部管理態勢などの経営上の機密やノウハウに関する情報

本件対象文書には、特定法人の経営内容の実態や内部管理態勢などの経営上の機密やノウハウに関する情報が含まれている。

当該情報が公になれば、競合する他の金商業者等が特定法人の経営上の機密やノウハウを利用するなどして、特定法人が将来獲得できたはずの顧客を獲得したり、特定法人の既存の顧客を奪うなどのおそれがあるから、当該情報は、これを公にすることにより、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるといえ、法5条2号イに該当する。

(イ) 特定法人の印影

本件対象文書には特定法人の印影が含まれているところ、法人の

印影は、法人の権利義務に係る諸活動に際しての認証的機能を有する点で、実社会において重要な役割を果たす情報である。

そのため、これを公にした場合、当該印影が偽造される危険が作出されることとなり、その結果、法人に予期せぬ財産的損害が生じる等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは明白である。

よって、特定法人の印影は法5条2号イに該当する。

(ウ) これに対し、審査請求人は以下のとおり主張するが、いずれも理由がない。

A 審査請求人は、「ノウハウの本質は無形の運営手法そのものなのであって、本件不開示情報を開示したところで特定法人その他の法人の秘密性を暴露することにはならない。」と主張する。

ノウハウの本質を無形の運営手法そのものだと捉える理由を、審査請求人は何ら説明していない点は措くとして、そもそも特定法人の経営内容の実態や内部管理態勢に係る情報は、特定法人が、適正な内部管理態勢の下に能率的な業務を遂行しようとの視点から具体的に考案・構築し、また特定法人にて蓄積されてきた情報であるから、これらの情報が、特定法人独自のノウハウであり、また経営上の機密に該当することは当然のことというほかない。

したがって、これらの情報を公にすれば、上記(ア)で述べたとおり、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは明らかである。

B 審査請求人は、「本件開示請求の目的は、特定法人の不適切な業務執行により凄惨な投資被害が引き起こされてきたことに鑑み、金商法56条の2に基づく報告聴取・検査を行った際に得た資料を開示させることにより、当該被害により一般投資家の生活や財産が侵害されることを防止することにある一方、本件不開示情報を開示したところで特定法人その他の法人のノウハウ等が明らかになるおそれは想定できないのであって、本件不開示情報を開示しないことによる特定法人その他の法人の利益は存せず、仮に存在したとしても極めて小さいものである。」として法5条2号ただし書に基づき、公益上、義務的に開示されるべきであると主張する。

しかしながら、かかる主張は、本件開示請求の目的を単に述べたものにすぎない。

そもそも、本件対象文書に含まれる法5条2号イに該当する不開示情報、すなわち特定法人の経営内容の実態や内部管理態勢

といった経営上の機密やノウハウに関する情報や特定法人の印影に関する情報は、その性質上、公表されないことによって、現実には人の生命、健康、生活又は財産に具体的な侵害を発生させるものということとはできず、また、将来これらが侵害される蓋然性が高いということもできない。

そうすると、こうした情報を開示することによって人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性があるとはいえず、当該情報が法5条2号ただし書に該当するということとはできない。

ウ 法6条に基づく部分開示の要否について

(ア) 審査請求人は、「仮に本件不開示情報が、法5条2号イに該当するとしても、処分庁は、法6条1項に基づき、特定法人その他の法人のノウハウ等が推知されるような情報を除いた部分を開示しなければならない。」と主張する。

しかしながら、本件対象文書の不開示部分は、いずれも法5条1号、2号イ及び6号イに該当する不開示情報として整理された上で、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる部分は、既に当該不開示部分を除いて開示しているのだから、審査請求人の主張は失当である。

(イ) また、審査請求人は、「法5条1号に該当するとされる特定法人Aの役職員や証券検査官の氏名については、氏名、生年月日、その他の特定の個人を識別できる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益を害されるおそれがないと認められる部分については、特定の個人を識別させる部分以外の部分について法6条2項に基づく部分開示をすべきである。」と主張する。

しかしながら、そもそも上記部分は特定の個人を識別できる情報であるから、法6条2項に基づき部分開示する余地はない上、証券検査官の氏名は、上記ア(ウ)で述べたとおり、法5条1号のみならず同条6号イの不開示情報にも該当する。

4 結語

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がなく、原処分は妥当であるから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|---------------|
| ① | 平成28年10月17日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月26日 | 審議 |
| ④ | 同年11月8日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 平成29年6月7日 | 本件対象文書の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書等について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条1号、2号イ及び6号イに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、以下、原処分において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書は、特定法人に対する証券取引等監視委員会の検査の際に特定法人から提出された帳簿書類等であると認められる。

(2) 本件不開示部分の情報は、証券取引等監視委員会が検査に当たり特定法人から収集・取得等した情報やその分量に係る情報であって、当該検査の着眼点・規模・項目・方法等を推知させ得るものであると認められる。

これらの情報を公にすると、今後、証券取引等監視委員会等から検査を受ける可能性のある他の金商業者等において、当該情報の分析等をし、検査当局の検査方針や検査方法を把握することにより、問題点等の発覚を不正に免れるための措置や対策を講じることが可能となるほか、同様の開示請求を繰り返すことにより、検査当局による検査の深度や範囲が明らかとなり、検査当局の検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。

なお、本件対象文書における、①検査官の氏名並びに回答をした特定会社の役職員の氏名及び役職名については法5条1号に該当し、②特定会社が提出した情報及び特定会社の回答内容については、同条2号イに該当するとも考え得るが、本件においては、これらの情報は、その他の情報と不可分一体のものとして記載されているから、全体として同条6号イに該当するものと認められる。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号イに該当するため、同条1号及び2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) なお、審査請求人は、本件不開示部分について、法5条2号ただし書による開示をすべきであると主張しているが、本件不開示部分は、上記(2)のとおり、同条6号イに該当するため、審査請求人の当該主張には理由がない。

また、審査請求人は、法6条による部分開示をすべきであると主張しているが、本件対象文書に記載されている情報は、上記(2)のとおり、不可分一体の情報として法5条6号イに該当するものであるから、審査請求人の当該主張には理由がない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号イに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号イに該当すると認められるので、同条1号及び2号イについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子